

IV 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化している県内中小企業者に対し、資金繰りを支援することにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

総則の2に定めるもののほか、本融資における用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症として定められたものをいう。
中小企業者	・総則の2に定める中小企業者 ・中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる法人 ・中小企業信用保険法第2条第1項第6号に掲げる法人

3 資金措置

総則の3に定めるもののほか、本融資における保証協会が預託する額は次のとおりとする。

資金名	銀行・商工組合中央金庫	信用金庫・信用組合
新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	融資額の3.3分の1	融資額の3.0分の1

4 融資対象

原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、最近1か月の売上高等が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの
- (2) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）

5 資金使途

新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止するための運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

6 融資条件

次の表のとおりとする。

融資限度額	8,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.2%以内 責任共有制度対象 年 1.4%以内
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。
返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

7 申込みに必要な書類

次の表のとおりとする。

	書類名
共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書）
	許認可等の写し（許可業種の場合）
	営業状況調書（別記様式11-5）
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合	市町村長の認定書

8 融資実行に係る手続

- (2) 融資申込先・申込手続については、総則の5に定めるところとする。
- (2) 取扱金融機関が提出すべき書類は、総則の13に定めるところとする。また、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資実行報告書（別記様式11-6）」を融資実行翌月10日までに知事に報告するものとする。